宇都宮式条の世界

―非市場社会のケース・スタディーとして―

安 野西嶋定生先生机下に

眞

幸

はしがき

から商品流通経済へという直線的な発展を前提とした上で、永原氏が中世前期は前者が優勢だと主張しているのに対 の概念のいずれかで捉えられるわけではないと、一応断わっておられるけれど、私には、両氏は共に、 このことを以って直ちに「商品流通経済」があったとか、当時の経済を「自給自足経済」と「商品流通経済」の二つ して「金輪」を始めとする鉄製品の他、「水干・烏帽子」等を指摘し、これらが<市庭・商人に依存し、供給された> ことを強調する一方、へ自給的農民の生活の貧しさ〉を主張される永原慶二氏の考えを批判しておられる。網野氏は、 例えば網野善彦氏は「中世民衆生活の様相」において、中世前期の農民の財産目録の分析から、非自給的な資産と 網野氏は後者だとしているように思われる。 自給自足経済

ことに関しては、縄文時代における黒曜石の原産地と、石器の分布域との関係から、縄文期に交易の存在したことそ むしろ問題なのは、《非市場社会における交易のあり方》なのではなかろうか。例えば、交易そのものの存在という

40 ていないように思われる。 れ自身は疑い得ない事実である。しかし、それがどのような仕組みの下でなされていたのかは、未だ充分に考えられ

いるが、そのようにならず、閉鎖的共同体の存続と、交易の進展とが共存しうる形態、或は、交易の進展がますます 商品流通が進展すると、共同体は解体し、個人が析出されてくるということが資本主義成立期の分析から言われて

個人を共同体内に閉じ込めるような形態もあったと思われる。 例えば、近世北海道のアイヌ達の生活・経済は、松前藩の商場知行制や場所請負制下に置かれたこと等からも明ら

の道南十二舘の一つ、志海苔舘の下の銭亀沢河口から発見された夥しい渡唐銭の存在が象徴しているように、 かなように、和人との交易に深く結び付いていたことは事実であろうが、貨幣はアイヌの世界には流通せず、 貨幣経

中世末

済は和人の世界に限られていたのである。

あり、 個人の析出と結び付かない典型の一つである。 基礎をなしていたのである。また、場所請負制は、和人商人側の前貸しによって、アイヌ側を債務奴隷化したもので り、 その交易は「ウイマム」「オムシャ」という挨拶儀礼と結び付き、慣習的な一定比率の物々交換によっていたのであ こうした再配分と市場交換の接点に松前藩は位し、相異なる二つの経済圏相互間の交易が、松前藩の存立の経済的 アイヌ世界内部にあっては、和人との交易は、あくまでも首長と共同体成員との再配分の問題であったのである。 方、首長制社会であったアイヌの側では、大将・乙名といった共同体の代表者が和人との交易を独占しており、 アイヌ社会の共同体の仕組みが、逆に和人による支配の道具になったことを示しており、交易の進展が近代的

に新らしい視点から光を当てておられることから、網野氏の言われるこの《大転換》は、 方網野氏は、 南北朝の内乱期に「民族史的な大転換がある」とされ、この時代に特有の問題としての悪党の問題 K・ポランニーの言う「非市

定した『宇都宮弘安式条』の分析を通じて、宇都宮氏の支配していた当該期の社会を大化前代の国造にまで遡ること それ故、本稿の課題は、「社家」であり且つ「御家人」である神官系武士としての宇都宮氏をとりあげ、 その制

のできるアルカイックな社会の典形として捉えることにある。

は、戦国期まで永らえることができたのであろう。なお、本稿では東国の社家を分析するため、西国の「寺社」や 兵商分離等という形で、「新らしい皮袋」の形成を試みているということである。恐らくこのことによって宇都宮氏 酒」を直接注ぐのではなくして、裁判を所務・雑務沙汰と検断沙汰に編成し、神判を否定する等の裁判制度の充実。 な力を持つに至っているが、当『式条』では「再配分」を原理とする「旧い皮袋」に「市場交換」という「新らしい 分析の結果明らかになったことは、ここ東国においても「大転換」を前にして「市場交換」の原理は社会的に大き

一分析の前提・研究史

「座」との比較を試みた。

1 制定者・宇都宮氏とは何か

東国豪族型地頭か神官系武士か

らに制定者の宇都宮景綱が一般外様御家人の代表として、引付頭人さらには評定衆となり、安達泰盛と共に幕府の枢 笠松宏至氏は「中世在地裁判権の一考察」の中で、この宇都宮氏を「所謂東国豪族型地頭の典型」として捉え、さ

機に参画したことから、この『宇都宮弘安式条』について次のように述べておられる。

42 各々の規範となるべき法をもつ。……宇都宮氏の主催する裁判の内容が、単に警察権に付随した刑事裁判権の如き 見してまず驚かされるのは、その手続法の充実ぶりであろう。……また実体法についても所務・雑務・検断の

限定的なものではなく、「所領内」の「宮仕輩・下部・名主・百姓・雑人」等、あらゆる階層のあらゆる紛争を解

決する目的と機能を保持していたのである。

看過することはできない」と述べておられる。例えば『宇都宮式条』第七条には、次のようにある。 する法令であることから、「当式条が単に武家法としての性格のみならず、一個の社家法的性格を帯していたことを 条』全文七○ヵ条のうちほぼ三分の一を占める二十四ヵ条が、神社・神宮寺の修理、社官・住侶、祭祀・法会等に関 社の社務職を代々世襲する「社家」であったことから、宇都宮氏を「神官系武士」として捉え、またこの『宇都宮式 しかし菊地卓氏は『宇都宮弘安式条についての一考察』の中で、この宇都宮氏が下野の一の宮たる宇都宮二荒山神

右、二季御祭、私、三月會、一切經會、

神官等鎌倉參住時、當社神事等之事

時者、神官等縱雖参住鎌倉、可被差下之 五月會、六月臨時祭、九月會、彼神事之 但依大番以下重事、在京之時者、任

> 九月会、かの神事のときは、神官等たとえ鎌倉に参往すといえど 右、二季御祭(春冬)、三月会、一切経会、五月会、六月臨時祭、 神官等鎌倉参往のとき、当社神事等のこと。

京のときは、先例に任せ、此儀によるべからず。 も、ここに差下らるべきなり。ただし、大番以下の重事により在

わかる。即ち宇都宮氏惣領家は二荒山社務職を相伝し、家子・郎党、或は庶流族類を以って、二荒山社の神官層を構 菊地氏はこれについて「この一箇条を以って、宇都宮氏は一族・家子・郎党を以って神事に仕えさせていたことが

成していたものと考えられ、この点九州の阿蘇氏が阿蘇大宮司職を代々世襲しつつ一族を統率していたのと酷似して いるといえよう」と述べておられる。

「社家」は荘園領主か在地領主か

る。宇都宮氏あるいは『宇都宮式条』についての主な先行論文は、前述した通りであるが、一方、宇都宮氏と同様に、 のとでは、把握の仕方に大きな違いがあるが、研究史の中に置けば、両者は共に同じ次元に位置していることがわか この宇都宮氏を笠松氏のように〈東国豪族型地頭の典型〉と捉えるのと、菊地氏のように〈神官系武士〉と捉える

「社家」であり且つ在地領主である宗像氏には、当該『式条』と対比しうる『宗像社事書条々』があり、これに関し

武士」は古代的な荘園領主としての「社家」ではなく、むしろ中世の「豪族型地頭の典型」であるとされたのであっ 主・在地領主であり、『事書条々』は在地領主の法であるとされた。つまり石井氏は宗像氏の分析を通じて、「神官系 世の担い手である在地領主ではないとされていたのに対し、宗像氏はむしろ荘園領主に対して所領を寄進した開発領 ては石井進氏の研究がある。石井氏によれば、それまでの通説的な理解では「社家」は古代的な荘園領主であり、中

治法としての側面を継承していたとすれば、これは「それに加えて、族内規制の法」が強く表れているとしておられる。 倒的に多いほか、訴訟法が詳細であって、同氏の評定衆経験を投影する」と述べ、さらに大友氏のそれが『式目』の統 しうる個別在地領主の法として取り上げ、「宇都宮氏が社家であることを反映して神事の維持興行に関する規定が圧 以上を受けて、羽下徳彦氏もまた、この『宇都宮式条』を大友氏の『新御成敗状』、宗像氏の『事書条々』と対比

て、この主張がそのまま笠松氏や菊地氏に受け継がれているのである。

4

在地領主と神社

石井氏の研究を契機として、社家であり且つ在地領主・御家人である「神官系武士」の存在が改めて問題とされる

44 平氏もまた「畿内の在地領主は郷司職・下司職といった所職の他に、庄郷鎮守社の祭祀権という一種の社会的 との関係に触れ の宮・「枚岡神社」の「社務并公文職」を有した「社家」でもあった。さらに林屋氏は鎌倉幕府の西国御家人と神社 が出来る。水走氏は大江の御厨の供御人を管理する「執当職」を有すると共に、開発領主であり、さらに河内国の一 れているが、畿内近国における《社家=武士》の例として、林屋辰三郎氏が明らかにされた河内の水走氏をあげること に至った。この「神官系武士」は、どちらかと云えば東国や九州等といった辺境地域において、多くその存在が知ら った」とされた。この観点は武士成立史研究において国衙軍制と一の宮との関係として一層深められている。河音能 「御家人層の地方的中心になる土豪的御家人は一般御家人統率の中核に神社を持っていた場合が多か

係を強調しておられる。 『所領』化した特異な庄郷長者職・庄郷鎮守社神主職を必要不可欠なもの」としていたとし、在地領主と神社との関

権門の一つとして「公家」「武家」「寺家」「社家」等々と並列された。しかも黒田氏はこの「社家」を、 も対立的な議論を展開されたのが、黒田俊雄氏の《権門体制論》である。ここでは「社家」は中世荘園社会における 寺社勢力』の表題から明らかなごとく「寺社」と一括して捉えられたが、これがあてはまるのは畿内周辺地域に限 「社家」を古代的な荘園領主とする考えを否定し、荘園領主と在地領主の関係を改めて問題にしたとき、 氏 通 で著 競に最

大化前代の独立国家

られ、「神官系武士」の在存は《権門体制論》の盲点をなしているように思われる。

を持ち、 で、日本列島各地に存在したかつての《独立国家》となろう。中世において「寺社」が荘園領主として「不入」の特権 高柳光寿氏の議論に従えば、諏訪社・出雲大社等々の「社家」は大化前代の「国造」にまで遡ることの出来る存在 独自の武力を持っていたことはこれによるという。ともあれ、こうした「神官系武士」は多く南朝と運命を

ろう。 敷島の道に詳しく、その上蹴鞠をたしなむ等、伝統的な公家文化に造詣の深い人達であったことにも注目すべきであ 的な性格を物語っているように思われる。例えばこの宇都宮神社も下野の国の一の宮であったことから、宇都宮神社 南朝との結び付きの強さをも指摘することが出来よう。 の所領は皇室領になっていたと思われる。さらに宇都宮歌壇の存在からも明らかなように、この宇都宮氏が和歌の道 共にし、 恐らくこのことによって宇都宮氏は一時南朝方に付いたものと思われる。 戦国期までにほとんど滅んでしまった歴史が、現在の研究の少なさと関係しており、また同時に彼等の歴史 以上から「社家」宇都宮家と天皇家

『 宇都宮式条 』の特徴

菊地氏はこの『宇都宮式条』を、前述した「社家法」の外「裁判方法に関する規定、

相論

・訴訟に関する規定、

対

氏は地頭の裁判権を考察する立場から、 とすると、この『式条』は、①「社家法」、②「裁判規範」、③「社人法」の三つに分類し直すことが出来よう。 幕府関係の規定、 士」の法としての①や③にあったと思われる。 一族・郎党に対する統制策」の五つに分類された。最後の「家中統制法」を「社人法」と名付ける 専ら②に注目したのであるが、当『式条』自身の特徴としては、「神官系武

2 『弘安式条』の時代背景

|選という未曾有の非常事

45 が執権となるが、それから約一年半の間に、約百ヵ条の幕府法が立法される等、積極的な政治が行われた。この改革 元寇という未曾有の非常事態に遭遇した幕府では、弘安七年四月執権北条時宗が三十四歳で死去し、十四歳の貞時

46 その特徴をa・裁判制度の充実、 られ、「政道」に基づく北条時頼の政治の正統な継承であり、それ故「執権政治」の完成であるとした上で、 政治は安達泰盛の領導したものであるが、網野善彦氏は『蒙古襲来』において、この政治を「弘安の徳政」と名付け b・倹約の励行、c・一定限度以上の商工業の抑制の三点に纏められた。一方、笠 さらに

判制度の興行等を積極的に行ったことを指摘しておられる。 松宏至氏は鎌倉幕府のみならず公家政権もまた、仁政としての「徳政」を実施しようとしてd・神仏の興行やe・裁 それ故「弘安の徳政」とは狭く武家政権、特に安達泰盛の政治を指すか、それとも広く公武両政権に共通したもの

容に注目すれば「弘安の徳政」の一環として捉えることができると思われる。 励行、D・一定限度以上の商工業の抑制の四つに纏めることが出来よう。さらにまたこの『宇都宮式条』も、その内 つあると思われ、網野・笠松両学説から「弘安の徳政」の特徴をA・神仏の興行、 を指すかという定義の問題は残るとしても、安達泰盛の改革政治を「弘安の徳政」と呼ぶことだけは学界に定着しつ 前節1で述べた当『式条』の①はAに B・裁判制度の充実、C・倹約の

社壇圖事

糺明事躰、 以不可然、 人情難及、子細叵辨之時、 適取圖者例也、 若爲難儀者、 自今以後、 無左右取之由、 而近來、 社官等令會合、 可令申子細、 粗有其聞、 **為決實**□□ 不究理非、 可 無 太

左右不可取之、

くこれを取るべからず。

社壇脳のこと。

対応しており、②もまたBに対応している。さらに例えば第四条には次のようにある。

なはだもって然るべからず。自今以後、社官等会合せしめ、事の 真偽を糺さず、左右なく取るのよし、あらあらその聞えあり、は 右 ていを糺明すべし、もし難儀たらば子細を申せしむべし、左右な め、たまたま鬮を取るは例なり。 人情及びがたく、子細叵弁のとき、 しかるに近来、 実□冥慮を決っせんがた 理非を究めず、

行であり、また第五九、六〇、六一条の市場関係法の趣旨はDと対応している。さらに、当該『式条 』の制定された さらに当『式条』の第六二、六三、六四、六六条等の各法令の趣旨は、菊地氏が明らかにされたとおりCの倹約の励 幕府評定の制に倣い、理非を窮める裁判を合議制によって行おうとしていること、つまりBを確かめることが出来る。 この法令から、「社官」達が前々から「鬮取り」《神判》という形で裁判を司っていたこと、今後はこれを改めて

弘安六年がこの「弘安の徳政」の一年前で、ほぼ時期を同じくしていることもまた、当該『式条』が「弘安の徳政

の一環であることの論拠に数えることが出来よう。

悪党と二つの政治路線

農業以外の生業……非農業に基礎を置いているとみることができる」と述べて、ここから生まれる二つの政治路線を次 界、二つの政治において、「悪を忌避する世界は農業を基礎とし、悪にむしろ近親感を持ち、猛悪をたたえる世界は、 泰盛の改革政治が対決した主要な政治課題もまたこの《悪党》の問題であった。網野氏は『蒙古襲来』の「二つの世 鎌倉末期における政治の中心課題が《悪党》の問題にあったことは、既に先学の多く指摘するところであり、安達

I を「悪」として斥け、「悪党」を厳禁し、貨幣の浸透に伴う過度の奢侈に対する厳格な規制等を内容とするもの。 「撫民」の道。 農業社会に統治者として臨み、秩序の確立を志向するもの。非農業社会に顕著な逸脱した動き

執権政治の跡を継ぐもので、具体的には安達泰盛の政治。

のように纏めておられる。

I 非農業的な世界の新動向を積極的に肯定し、その力を好んで我がものとすることにより、 「悪党」を召使い、山僧と手を結び、流通の世界に乗り出して行く。ここでは「過差」は当然のことであ 権勢を固めんとする

48 子であったとして、具体的には当『式条』第二八条、第三二条の「女子一期分の制定」からは女子相続の制限による を決意していたであろうとし、さらにそのためには一族間に堅い結合が必要であり、そのことが当該家法成立の一因 の縁者であり、さらに外様の代表として幕府内部に重きを置いていたこと等から、宇都宮氏もまた、御内人との対立 政治への移行期に当り、 成立」において、当式条の作成された弘安六年という時期が、幕府政治の面から見ると従来の執権政治より得宗専制 れること等から、当該『宇都宮式条』は「弘安の徳政」の一環であることが確かめられる。菊地氏は「宇都宮式条の の道に詳しく、その上蹴鞠をもたしなむ等、伝統的な公家文化に造詣が深く「ばさら」とは最も遠い所にいたと思わ 当然『宇都宮式条』の制定者である宇都宮景綱は安達泰盛の妹婿に当ること、また宇都宮氏は前述したとおり和歌 幕府内部には一般御家人・外様と得宗被官・御内人との対立があり、 また制定者が安達泰盛

鎌倉末・南北朝の内乱のもたらしたもの

惣領制の強化の政策を、また第四条からは「内談」制度が宇都宮氏の支配機構として存在したことを明らかにされた。

三の2で祥述するように、鎌倉末期に生まれたこの二つの政治路線−・■をそれぞれ身分動機と利潤動機に対応させ

人々が「悪党」に強く係わりを持っていたと思われる。網野善彦氏は南北朝の内乱期に「民族史的次元における大転 ることが出来るとすれば、当時この二つの動機に最も深く引き裂かれていたものは《出挙》であり、「出挙」を取り扱う 以前は「勧農」に見られるように、領主が共同体を直接支配し、共同体の共同性は領主によって代表される仕組であ う。永原慶二氏は、鎌倉末から南北朝にかけての内乱がもたらしたものを、まず第一に村落共同体の成立として捉え、 場社会」から「市場社会」への大転換でもあったと思われる。「出挙」や「悪党」はこの「大転換」に深い係わりがあろ 換」があったとしておられるが、この「大転換」は社会構成史的次元の変化をも含み、K・ポランニーのいう「非市 9 たのが、 内乱後は「市町」の保護のごとく、領主は共同体間の調整機能を支配することによって、共同体を間接的

再配分としての出挙・勧農

の支配下に繰り入れ、所領支配を強固にしようとする努力を物語るもので、石井進氏は次のように紹介しておられる。 が出来る。鎌倉後期の中級御家人である竹崎季長の記した『置文』は、地頭・竹崎氏が海東郷の郷社・海東社を自ら この中世前期までの在地領主が、共同体の共同性を担うものとして現れるありかたは、「出挙」によって知ること

出挙米に関する詳細な規定は、季長の在地における支配の在り方の一端を示しており、農民への出挙がその支配

の大きな役割をになったであろうことを示唆している。

のであり、ある場合には出挙米もまた、こうした海東社の役割とからみあって機能していたのではないかと思う。 いう以上に、かなり古い、伝統的な郷の百姓の共同の信仰の中心であったと思われる海東社の役割を想定させるも また一四条の、毎年の歳末、海東郷の百姓一人ずつに二斗の米を与えるという規定は、 地頭の「撫民」的政策と

六条の百姓の「農料」分の出挙についての特例もまた、それを考えさせる。

われた種子・農料の領主による下行は、それ自体、出挙として貸付られたと見ることが最も自然であろう」と述べ、 中世前期、 いわゆる在地領主……預所・地頭やその代官たちは、春にこうした出挙を下行することによって、浪人

網野善彦氏もまた「未進と身代」において「これまで領主支配の根幹とされた『勧農』、その要の意味を持つとい

れ故に当然の『定法』として認められていたのである」とし、さらにこうした出挙の源流を戸田芳実氏の明らかにさ を招きよせ、百姓を耕作に向かわせ、秋に年貢を徴収したのであり、それを未進した百姓から身代をとることは、そ

と言い「勧農」と言い、これらは共にポランニーのいう《再配分》に当っており、「大転換」以前の社会は再配分を れた古代の「富豪層」や、石母田正氏のいわゆる大化前代の首長制にまで遡ることができるとしておられる。「出挙」

神官系武士と悪党との繋がり

主要な統合原理とするアルカイックな社会の一つであったことになる。

領を売り渡すことの禁令」(追加法一四五)が鎌倉幕府から集中的に出されているが、これらの立法の背後に、 思われる。延応元(一二三九)年七月には「山僧を預所・地頭代に補すことの禁令」(追加法一一六)、九月には「 野御初穂物」等と称して人々に貸し与え、出挙を行い「事を神威に寄せ、未進百姓を譴責した」ことはよく知られて 国地頭等が山僧并商人・借上を地頭代官に補すことの禁令」(追加法一二○)、翌二年には、「凡下の輩 并借上等に 私 によって百姓支配を可能とさせていたのであるから、「武士」と「神人」とは百姓に対して同じ立場に立っていたと 神人が預所や地頭代官に補せられることがいかに多かったかを窺うことができ、当時の在地領主の実体を垣間見るこ 先にあげた竹崎氏の出挙の例からも明らかなように、中世前期の在地領主達は網野氏の説かれるとおり「出挙」 特に畿内では「神人」や「社人」「山伏」「山僧」等が神社の神物を預かり、これを「日吉上分物」「熊

ら、「神官系武士」と「悪党」の両者の間には深い繋がりを考えてもよいであろう。 さらに「神官系武士」も「悪党」も共に南北朝の内乱期以降は歴史の舞台にほとんど登場しないと思われること等か 進一氏の云う「商人的武士」、網野氏の云う「職人的武士」はいずれも「悪党」と関連付けて考えられていること、 議論によれば、両者は共通の起源から分化したと考えられるのである。さらに林屋氏の云う「土豪的御家人」、佐藤 つまりここでいう「山僧・神人」と「神官系武士」との比較はこれまでなされてきていないが、前述した高柳氏の

とができるように思われる。

、弘安式条』の眼月

当該『式条』の第四八条には利銭、 出挙について定めた法令が存在することから、第六七・六八条において「下部」

社内の人々の「悪党化」を防止することに立法の眼目があったこととなろう。と同時にこの宇都宮氏が一旦は南朝方 利貸の「倉下」の存在したことも確かめることが出来る。以上から、東国地頭の宇都宮氏にとっても「悪党」の問題 に付きながら戦国時代まで永らえることが出来た理由もまた、この『弘安武条』によって1の身分的動機によって武 は決して他人事ではなかったことが確かめられよう。当該『式条』では秩序の外にいる「悪党」ではなく、むしろ神 質物具等のこと」には「右、本物一倍を過ぎれば、すべからく倉下の意に任すべし」とあり、宇都宮氏の領国内に高 「力者以下下部」が「郷に入部」していることの理由にも「出挙」があったと思われる。さらにまた第四九条の「入

宇都宮弘安式条』の分析

士団として純化したことにあると思われる。

宇都宮神社の支配機構

1

社官・神官・供僧

等を「神官」と呼ぶこととする)、及び彼等の上に立つ宇都宮惣領家の存在は当然のことである。しかし惣領家宇都 こられたように、当『式条』は社家法であることから、武士であると同時に《神につかえる》人々の存在(本稿では彼

この『式条』から窺うことの出来る世界、特に宇都宮神社の内部世界をここでは問題としたい。既に先学が述べて

彼等は「当田朔奠并朔幣田御田名田」を特権として相伝し(第二七条)、領内の裁判を司っていた(第四条)。特に第 宮氏に率いられた神官系武士団の内部組織として、先ず取り上げるべきは《神社のつかさびと》「社官」の存在である。

52 成していたことがわかる。(このことについては三の2で改めて問題としたい。)彼等は恐らく「一門方々」や「紀清 四条で「社官等会合せしめ、事の体を糺明すべし」とあることから、彼等が「内談座」(第四二条、第三八条)を構

成になっていたと思われる。また、第一七条には夏の「安居」の「供花」を「代官」にさせてはいけないとして「風 官」とほぼ同じ社会層に属すと考えられ、恐らくこうした「神官」や「供僧」を出す一族の長に「社官」が位する構 聞の如んば、彼の代官、或は幼年の少童、或は下輩の僧徒をこれに備うと云々」とある。ここから「供僧」の下には 僧」(第一九条)や「常住之山伏」(第十八条)が存在する。この「社僧」「供僧」は、前述した《神につかえる》「神 両党」の党首等からなり、宇都宮惣領家と共に宇都宮領内における実質的な支配者層を形成していたと思われる。 条)ばかりか、「神事」の中にも「一切経会」等があり、神社には「社僧」(第二六条)と言うべき「当社十二人の供 当時の宇都宮社は神仏混交の姿をし、当社には「神宮寺」「尾羽寺」「往生院」「善峰堂」等が付属している(第二

「幼年少童」や「下輩僧徒」が存在したことが明らかであろう。さらにまた第二○条には次のようにある。

僧徒代官を用らべからざること。

僧徒不可用代官事

現所勞、 右、致御祈禱之時、自身可令参勤、 雖進代官、 於未出仕之輩#非器 縦依 右、ご祈禱を致すのとき、自身参勤せしむべし。たとえ現所労に より代官を進むといえども、 未出仕の輩ならびに非器の族におい

ては、これを用うべからず。

之族者、不可用之、

之出家」の存在が知られる。ところで、第四六条からは「官途」という形で、これらのものが「僧徒」、さらには 「供僧」に「昇進」することが出来たことを窺うことができる。 ここから「僧徒」の背後に「未出仕之輩并非器之族」等の存在したことがわかる。また第二三条からは「二〇末満

検断物を定めた第五二条では「奉行人」「別当輩」の「収公」を禁じている。この「別当」は「社官」や「供僧」と れて来た。しかし〈鎌倉幕府訴訟制度は、十三世紀末になるとそれまでの身分制による訴訟制度から対象による類別 機関たる「内談」があり、その下に「検断所」などの機構、更に「諸奉行」人が設定されていた〉とこれまで考えら ヵ条があるが、第五○条では「私沙汰」を禁じ、「検断有司非法事」を定めた第五一条では、「有司之所行」を制限し、 へと転換し、検断沙汰、所務沙汰、雑務沙汰に三分された〉という。また当『式条』において検断について定めた三 石井氏の明らかにされた宗像氏の家政機関「内談」「公文所」「田所」との比較から、宇都宮氏の家政機関も<合議

考えることができ、この「奉行人」「別当輩」が前条の「有司」であると考えることができよう。

之沙汰人」が存在していたと考えることができよう。特に第五○、五一、五二条の三法令からは、 度として「内談」を設けたことと揆を一にしており、一の2で述べたBの「裁判制度の充実」を確認することができ 拠性を克服して検断の沙汰を惣領のもとに一元化しようとする点は、所務沙汰や雑務沙汰のための領内の統一した制 なる「有司」の「私沙汰」を克服しつつ形成されていると見ることができる。「有司」や「別当」の法的独立性 宮領内の「内談」「奉行人」系列は所務沙汰・雑務沙汰と関係を持ち、これとは別系列のものとして「検断所」「検断 ていた(第四一条)のである。それ故「奉行人」の係わっていた訴訟は《所務沙汰•雑務沙汰》である。以上から宇都 や第五条から明らかなように訴訟手続きの指揮を行いうる立場にあり、さらに「相論落居後」の「施行」にも係わっ っても検断の沙汰が所務沙汰や雑務沙汰から分離・独立し、「検断所」「検断之沙汰人」が「内談」「奉行人」 達か 方「奉行人」は、「内談」の下にあって「尋究」(第三八条)や「尋沙汰」(第四五条)を行っており、 宇都宮氏内部にあ 第四〇条 割 5

ると共に、

戦国家法との共通性をも指摘することができよう。

任――内談座 ――――奉行人………(所務・雑務沙汰)領 ―_| 一 検断所 ――― 沙汰人………(検断沙汰)

社人とその支配

宇都宮が幣物を賦課し、去々年《社人》等が入部して譴責した」ことが記されている。ここから『宇都宮式条』第六七 る。それ故本稿では彼等を「社人」と呼ぶことにしたい。 時に「社人」と呼ばれるべき人々であり、稲葉伸道氏が明らかにされた「公人」とよく似た存在であったことがわか 第六○条には「其身をからめ取り、市に曝さるべし」、第六一条には「永く其身を召し使うべからず」とある。ここ た人たちであることがわかる。当『式条』において「宮仕下部」「下輩の族」と呼ばれていたこれらの人々に対して、 条、第六八条にある「郷々に入部」した「下部」「力者以下下部」は、応永年間に鹿島社から「社人」と呼ばれてい から彼等は宇都宮惣領家の強い人身的支配のもとに置かれており、武士団としてみれば「家子・郎党」であるが、同 鹿島神宮文書』九四「応永三十二年三月日付の大宮司某の支状」には「鹿島神宮領の下野国大内荘内東田井郷に、

以上から宇都宮神社を構成する人々として、「社官」を中核とした「神官」層と「社人」層という二つの社会集団

の存在が確かめられる。ところで、第一二条には次のようにある。 一切經會以下法會時、宮仕等可隨供僧

右、隨神官供僧之命、宮仕等或令拂雜人、 一 一切経会以下法会のとき、宮仕等供僧の下知に随うべきこと。 右、神官供僧の命に従い、宮仕等或は雑人を払はしめ、或は召仕 わるるの処、一切叙用せずと云々、はなはだもってその謂い無し。

或可被召仕之處、一切不敍用が、太以無自今以後、彼の命に随ら

自今以後、彼の命に随らべし、此の上難渋せしむにおいては、注

其謂、自今以後可**隨**彼命、此上於令雜**造**

申に随い罪過に処せらるべし。

· **隨**注申可被處罪過

なことは「宮仕等」が「神官・供僧之命」を受けながら、「一切叙用せず」という事態である。これは本来「社人」 ここから「神官・供僧之命」を受けた「宮仕」が「雑人」と対立関係にあることがわかる。しかしそれ以上に重要

が惣領家の直接的な支配下に置かれ、「神官・供僧」の支配下になかったことによっているのではなかろうか。この よりに考えることが出来るとすれば、「内談」「奉行人」と「検断所」「検断之沙汰人」との関係は次のように「社官」

係にあるものとして「商人」が登場するが、これについては三の1で改めて論じたい。次に「神官」層の結集の場で

-神官」層と「社人」層との関係にそれぞれ対応させて考えることが出来よう。なお、このほか「社人」と密接な関

あった都市宇都宮について述べていきたい。

2 再配分の中心地・都市宇都宮

宿河原、宮中

「宮中」の地を復元されたことは、氏の大きな功績である。斎藤氏によれば「宿河原」は東山道・奥大道に沿った街 斎藤利男氏は「中世東国の地方都市」において中世宇都宮の都市空間の復元を試みられた。中世宇都宮の「宿河原」

56 であり、これより西方の高台に北より順に宇都宮二荒山神社・「宮中」・宇都宮氏の居館が立地し、「宮中」は神社 鬼怒川の支流田川に沿った河原の地に立ち、「宿・上河原・中河原・小田橋」の四「宿」で構成された「町屋」

道に添って三つ四つのグループに分かれて散在する「疎塊村」(まばらに塊った村)的状態〉と考えたい。 の門前に当っていたとある。またこの四「宿」のそれぞれの景観については保立道久氏の研究に従い、〈町屋群が

街

の遁れ所等の施設、 をあげて説明しておられる。①配下の者の常時宿衛、 意味しているとした上で、さらに「石井の営所」が当時の武士の屋形の様子をしているとして、その内容を次の 東国の「宿」の歴史を遡って見ると、文献史料の最初のものに『将門記』の「宿」がある。竹内理三氏はこの「宿」 「タチ」の両訓を持つことから、『将門記』の「宿」は「営所」と同義であり、舘を中心にした宿所を ⑤馬場・門の施設。 ②将門の兵の営所内常駐、 ③主従・男女の存在、 ④兵器庫・

Á.

あった。ここに、政治的・軍事的拠点としての性格が、経済的拠点としてのそれに優位する結城城下町の特質の一 て町々は具足・被り物で武装した家臣団が在郷から群集し、 に防御施設を備えた軍事的色彩の強い集落として、一般の農村集落とは明確に区別されるべき存在で」「合戦に際 戦国期の結城城下町の復元を試みられた市村高男氏の研究によれば、「宿」以下六町からなる城下町は「その® 場合によっては町ぐるみで戦闘体制に入ることも可能で

周

囲

場との比較を直ちに試みることには多少の無理があるように思われる。今もし、ここでも「宿・上河原・中河原・小 が起るとしても、ここが「都市的な場」であるからとして、豊田武氏や斎藤氏のごとく市町の発達した西国の沼田市 近世初頭の宇都宮の城下町には六斎市が幾つか立つ程度であったという。近世に入って流通経済の停滞

を見ることが出来る」としておられる。

田橋」の四宿が軍事的な砦・支城という側面を持っていたとすれば、鎌倉期の宇都宮氏の居館と四宿とは、 戦国期の

結城氏の五つの曲輪からなる結城城と六町の城下町との関係とよく似ていたことになる。

宇都宮に御奉幣、 しめ給ひ、その後御宿に入御す」とあり「駅」には軍勢を留める「御宿」の設備があったことがわかる。これは「石 吾妻鏡』文治五年七月には、頼朝の奥州征伐について「二十五日癸未、二品、下野国古多橋の駅に着御し、 御立願あり。今度無為に征伐せしめば、生虜一人を神職に奉るべしと云々。すなわち御上箭を奉ぜ まづ

井の営所」の②と⑤に対応している。

神官の宿所

第六条には次のようにある。 神官等社頭番事

右 於當番五個日五ケ夜者、 更不可有疎

略 **发入夜陰者、** 雖令參社、 於日中者

各歸宿所立、依之、社頭無人、

神慮有恐

者歟、早可止自由之退出、要用之時者

ものか、早く自由の退出を止むべし、要用のときは、互に相い議

当番衆一両は社頭に留るべし。

のおの宿所に帰ると云々、これにより社頭人なし、 ここに夜陰に入らば、参社せしむといえども、 右、当番五ヶ日、五ヶ夜においては、さらに疎略あるべからず。

日中においてはお

神慮恐れある

神官等社頭番のこと。

互相議、 當番衆一兩可留社頭

れる。それ故神官達の「宿所」は、この「宮中」か或はまた「宿河原」と考えてよいであろう。また第五五条には次 いるということである。ここから同時に武士でもある神官達の宿所は神社からあまり遠くない所にあったことが知ら この法令が前提している事態は、「神官」達が夜は神社の社頭の番をしているが、日中は各々の「宿所」に帰って

57 のようにある。

右、盗人以下之狼藉、

宿河原 #宮中在家人等宿直旅所之事

宿河原ならびに宮中在家人等宿直旅所のこと。

年有違犯之輩立、所存之趣、 三ヶ夜之外、宿直之旨、被禁制畢、而近 職而由斯、 非無不審 先年、

自今以後、於違背此法輩者、 **縱**雖無指所

犯、至彼家主者、可被處罪科也、

ば、罪科に処せらるべき也。

おいては、たとえ指したる所犯なしといえども、彼の家主に至ら 々、所存の趣、不審無きにあらず。自今以後、此の法違背の輩に 宿直の旨、禁制せられおわんぬ。しかるに近年違犯の輩有りと云 右、盗人以下の狼藉、もととしてこれに由る。先年三ヶ夜の外、

となった「在家人」は、「神官」であると思われる。 以下之狼藉」等が公認されることがあり、そこからこうした法令が出されたのであろう。この場合お互いに「家主」 世界が、コスモスの誕生・死と再生をテーマとしていたことから、祭りの際、一時ここが反秩序の中心となり「盗人 社の「氏人」から交替で選ばれた「頭人」の家がこれに当ることになっていたという。恐らくここで行われる祭りの この「宿河原・宮中」にあった「旅所」は一般に「惣政所」とも云われ、祭りの中心となる場所で、多くの場合神

①と対応させて考えてもよいであろう。さらに第十条には次のようにある。 以上から武士である「神官」達が「宿河原」「宮中」に屋敷を構えていたことがわかる。これは「石井の営所」

の

當社九月會時池拂事

所勞之時、以子息以下器量之代官、可致 其沙汰、令違犯之輩者、 眞壁郡司田所各 (t)、版位、 右、東上條氏家西方別符宮方散仕定使# 可被處過科、但 **令參住宮、可致**

右、東上条・氏家・西方・別符・宮方散仕・定使ならびに真壁の

当社九月会のとき池払のこと。

郡司・田所おのおの(つけたり、散仕・定使)宮に参往せしめそ の沙汰を致すべし。違犯せしむるの輩は、過科に処せらるべし。

ただし、所労のとき、子息以下器量の代官をもって、沙汰を致す

氏は「中世において一の宮が国内在地領主の結集の媒介」となったことから、ここには「小山・足利・那須など国内 持ち、「九月会池払」に際して「散仕」や「定使」を住まわせることが出来たことを窺うことが出来る。 ここから宇都宮氏の一族である「氏家」「西方」氏や真壁郡の「郡司」「田所」等々が宇都宮の「宮中」等に屋敷を さらに斎藤

有力領主の屋敷群が存在していた」としておられる。

ると思われる。 往来する人々の存在を考えることは充分可能なのである。 ている。なお、この場合の「商人」とは、「市々」を渡り歩く「行商人」か、或は遠隔地間の交易に携わる人々であ しており、 違って、この地に「市」が立っていたことは疑いえないことである。この六○条は「市」や「商人」の保護を目的に 第五九条には「領内市々迎買事」とあり、また第六○条にも「市々押買事」とあることから、「石井の営所」とは 商人から「起請文」を出させたことは、宇都宮氏がこれら商人達に一定の支配権を持っていたことを示し 東山道に沿った街村「宿河原」の地には「小田橋駅」の存在も確かめられることから、京と奥州とを

第五八条には次のようにある。

駒牽到來送夫事

駒牽到來不知期日之間、 鄉之依遠所、 速疾不事行之間 以當日雖催

駒牽到来送夫のこと。

有

期日を知らざるの間、当日を以って人夫を催促し

云々。 難し、郷の遠所より、 して、結番を守り、奉行人の催促に随い、其役を動仕すべし。 駒牽到来、 然らば向後、 宿・上河原・中河原・小田橋、 速疾には事行なわれざるの間、 彼宿の宿役と 其煩ありと

有其煩之、然者向後、

宿・上河原・中河

原・小田橋、爲彼宿々役、守結番、

隨奉

59

0 行人之催促、可勤仕其役、

捉えておられる。立法の趣旨はこれまで各「郷」の責任であったものを、今後は「奉行人」の催促に基づき、各「宿 の「宿役」とすることにあった。このようにこれまでは各「郷」の責任であった夫役が、これからは「宿」の責任に 斎藤利男氏は第二論文で、〈都鄙間交通〉という視点からこの「駒牽到来送夫」を「奥州貢馬逓送のための夫役」と

取って換えられたことの背後には、「郷」と「宿」との密接な関係、両者間に本質的同一性の存在が窺われる。つま 定されるのである。第五九条にも次のようにある。 り、これが同時に地域共同体の構成員の《帰依の中心》、地域共同体そのものと当時の人々に捉えられていたことが想 り都市宇都宮を構成する各「宿」には、前述した氏家氏や西方氏の屋敷のごとく「郷」を代表する領主達の建物があ

一 領内市々迎買事

領内の市々迎買のこと。

犯之族者、奉行人定申交名歟、就其可被 右、爲制止、結番被付奉行人畢、猶於違 。 族においては、奉行人定めて交名を申すか、其につき、罪科に行 右、制止のため、結番を奉行人に付けられおわんぬ。なお違犯の

.

なわるべき也。

共に「奉行人」の支配下にあることから、同一物である可能性がある。そうだとすれば、「奉行人」が「番」を通じて 第五八条にある四つの「宿」ごとに作られた「結番」と、この第五九条にある「領内」の「市」ごとの「結番」は

が、西国よりも東国に数多く存在すること。宿駅の「宿」は両者に共通しているが、西国に多く存在する非人の「夙 網野善彦氏は、東国と西国の「宿」の比較を試み、交通上の拠点に成立した集落としての「宿」「宿河原」の地名

各「宿」を統制することが、同時に「郷」を統制することでもあると云り「宿」と「郷」との関係が導きだされよう。

は東国には見られないことを指摘し、以上が非人に対する差別意識の有無と関係しているとし、また前述した竹内氏

の議論を踏まえ鹿島郡の「上宿」「下宿」「徳宿」などのごとく、「宿」は豪族の管理する倉庫や舘を中心に成立した 個の行政単位でもあると述べておられる。

再配分の中心

「一門方々」の支配下にある人々を「押買」の主体として想定しているが、その理由としては「神官」達の「 在家 」 寺院に付属する「宿房」や、神社周辺で旅館業を営む「御師」のごとき存在と考えてよいであろう。第六〇条では、 の宿所であると共に、旅人を泊めたり、人々を「宿直」させたり、馬を繋いでおくことの可能な大規模な建造物で、 第五五条には「在家人」、第五六条には「在家拝領の輩」とあることから、この「神官」達の「在家」 は彼 等自身 「商人」達の宿であったことが考えられよう。こうした「神官」達の「在家」によって構成された都市宇都宮は 「郷」の構成員達の帰依の中心であり、また「社官」「神官」達の「郷」支配の拠点でもあったのである。以上か

三 「山人」とその編成

ら都市宇都宮は「再配分」の中心としてのあり方をしていると見て取ることができよう。

1 「社人」のルーツと兵商分離

当族が

ており、第六○条に「其身をからめ取り、市に曝さるべし」第六一条に「永く其身を召し使うべからず」とあるごと 当該法令において「下輩之族」と呼ばれている人々は、宇都宮惣領家の直接的な支配下にあったので、こう呼ばれ

62 ると、 れば、彼等を対象とする法は「社人法」となろう。第六八条ではこの「社人」を「力者以下下部」と呼んでいる。 く、人身的な強い支配を受けていた人々である。「神官」が神に仕える人々であり、神社の主要な構成員であるとす 力者以下下部、依鄉々未進入部事 彼等は神社に仕える人として神官よりも一段低く位置付けられた人々である。彼等を「社人」と名付けるとす 一 力者以下下部 郷々未進により入部のこと。

違犯之輩者、鄕々名主等隨令注申、可被 右、爲譴責之使者、其身一人可令入部之 令引率親類眷屬。、永可停止之、於 眷属を引率せしむと云々、永くこれを停止すべし。違犯の輩にお いては、郷々の名主等注申せしむに随い、罪科に行なわるべし。 右、譴責の使者として、其身一人入部せしむべきのところ、

の諏訪では「本社の御祭式にも薙鎌を捧持し、又薙刀を以って行道した」とある。さらに柳田は『看聞日記』永享四 の「力者」はもともと「力役を以って神霊に奉仕をする者」で、中世では主に「輿を担ぐ役の者」を呼んだが、信州 名主等」と対立関係にあるという点で、公権力の末端としての姿をしている。 柳田国男の「能と力者」に依れば、こ

この法令から窺うことが出来る「力者以下下部」は、未進に対する「譴責の使者」として「郷に入部し」、「郷の

も述べておられる。以上から「力者」のあり方として「輿を担ぐ」仕事以外にも「馬の口取りや行列の先払い、

年正月六日の条に「寺力者生鴨一進之、神妙也」とあることを引き、「是によって寺力者の生活ぶりが窺われる」と

を持つ役」を行っていたことが想像される。

れ巡道の御参詣にあらず。ひとへに御報賽のためなり。すなわち一庄園を寄せ奉り、あまつさえ橋爪太郎俊衡法師の 『吾妻鏡』文治五年一○月一九日の条には「二品、下野国において宇都宮の社壇に奉幣せしめたまふ。けだし、こ

いう。なぜか斎藤利男氏はこの興味ある事実を取り上げておられないが、ここから中世の「上河原」の地は《墓所》 知られる。この橋爪五郎の墓・供養塔と伝えられている「橋爪塚の五輪塔」は現在も市内上河原の幸橋の畔にあると 族をもって、 当社の職掌と成す云々」とあり、頼朝は奥州征伐の帰路再びこの宇都宮を訪れ、生虜を奉ったことが

でもあったとすることができよう。

た」とある。ここから橋爪氏は神社の警固のほか芸能を司っていたことが考えられ、先に見た「力者」とよく似た存 田文では、舞人・陪従、伊勢神宮では検断の武力となる等で、給免田を与えられ、武士と同様な武力を身に付けてい またこの「職掌」「職掌人」については、網野善彦氏の研究がある。「祇園社では犬神人・獅子舞・田楽、 若狭国大

在のように思われる。以上から「社人」=「職掌」とすれば、二の1で述べたごとく「社人」が検断の担い手であった

けられ遂に神人とす」とある。橋爪五郎が《生贄》となったという記録を直ちには信ずることはできないが、「職掌」 また『二荒山神社年表紀事略』には前者と『吾妻鏡』との折衷のごとく、「生虜橋爪五郎藤原季衡を以って生贄に掛 可能性が出てくる。ところで『宇都宮大明神代々奇瑞之事』には「為報賽、以生虜樋爪五郎季衡、 被掛生贄」とあり、

「神人」の奉納する芸能のテーマがこのようなものであったことは否定できないように思われる。またこの「職掌」

「神人」の用例から異人で賤民の「神人」がこの宇都宮に存在したことを確かめることができよう。

狩人・商人

|続古事談 ||の「第四、神社」に「宇都宮ハ権現ノ別宮ナリ、カリ人鹿ノ頭ヲ供祭物ニストゾ」とあり、 宇都宮明神

神代々奇瑞之事』及び『二荒山神社年表記事略』には「那須庄五か郷肥前前司知行、被充置生贅狩料所」とあり、

柳田の云うように「力者の生活ぶり」を「山人」に擬えることが出来るか否かを次に考えてみたい。『 宇都宮 大明

はいずれも狩猟民の信仰する《山の神》を示している。『宇都宮市史』でも二荒山神社には供物として「鴨・雉子・

64 猪鹿の頭」等を供えることから、祭神は古くは《狩猟神》であるとある。さらに民俗学の明らかにしたところでは、 狩人の由来を記した『山立根本巻』には、『高野派文書』と並んで『日光派文書』があり、二荒山神社と関係の深い

日光権現は《狩人の守護神》であるという。こうした二荒山神社と狩人との特殊な関係を前提として次の第六五条の

小山靖憲氏が「初期中世村落の構造と役割」で言われるとおり、へ一般住民の自由な「殺生」の禁圧と宇都宮社への 「殺生禁断事」を見ると、鎌倉幕府得宗家と律宗西大寺流との特殊な結び付き、殺生禁断の流行という時代相の外、

供菜提供者・神人への特権としての「殺生」の固定化〉という意味をこの法が持っていたと見ることができよう。 殺生禁斷事 殺生禁断のこと。

若背制止者、 右、於六齋日者、任嚴制之法、 可被處罪科、 但 至于當社 可停止之、 もし制止に背かば、罪科に処せらるべし。但し、当社頭役分に至 右、六斎日においては、厳制の法にまかせ、これを停止すべし。

っては、制止あたはず。

さらに「当社頭役分に至っては制止能わず」とあることから、この法令が宇都宮氏の一族や神官層をも、

法の対象

頭役分者、不能制止、

狩猟の禁止された日が「六斎日」と特定されていることである。この日に「六斎市」が立つ場合が多かったことと考 釈であろう。商人の発生を「山人」「海人」に求める見解に立てば、この「殺生禁断」において特に注目すべきは、 としているとしても、この法令の主な対象は「社人」であり、「社人」=「狩猟民」「山人」とすることが一番自然な解

狩猟民と農耕民

猟民に《狩り》と《商い》という社会生活のリズムを守らせる法となろう。

商いを行う日の区別の明確化となる。こうした見方に立てば、当該法は狩猟民と農耕民との交換の日を定め、特に狩

え合せると、この法令が目指しているものは、狩人・商人の立場からすれば、狩猟をする日と、獲物を売りに出す日・

第六七条には次のようにある。

下部等郷々に入り狼藉のこと。

下部等入鄉々狼藉之事 非指使節、 押入百姓等許、譴責飯酒、 有 指したる使節にあらず、百姓等のもとに押入り、飯酒を譴責

以所放飼之馬、 令取亂騎、終以有乗損之、

所行之企尤不當也、 自今以後、 於如然之

輩者、 隨事躰、 有所带者、可被召之、無足之族者、 或被追放、或可被召籠

> の族は、事の体に随い、或は追放され、或は召籠らるべし。 るごときの輩においては、所帯あらば、これを召さるべし、 て乗り損いありと云々、所行の企もっとも不当也。自今以後、 し、放飼うところの馬を以って、取らしめて乱騎し、終いに以っ

ここでも「下部」は

いること、 「使節」となって「百姓」と対立していることが知られる。この「下部」が「所帯」を持って

刑罰がこの「所帯」の没収か「無足之族」の「追放」「召籠」であること、「使節」となって「百姓之許」

法令をよく理解するためには、領主の行う「狩猟」の場面を考えることが大切なように思われる。当時狩猟は神事と に「押入」ること、好んで馬に乗ること等々いずれも「社人」が武士的な存在であることを示している。しかしこの

たらしたものの第二として「狩に要する夫馬の徴発・掠奪・酷使」を挙げておられるが、この場合は、指したる行事 力になっている。 してのみならず、武士の戦技訓練として、大きな意味を持ち、また現在では武士のルーツを狩猟民に求める見解が有 戸田芳実氏は「国衙軍政の形成過程」において、平安時代の国司所属の武士の行う狩猟が農民にも

でない場合の「狩猟」の「使節」として「社人」が入部していることが想定される。

から、「社人・沙汰人」の狼藉を制限しようとしているが、しかしこうした「社人」と「百姓」との対立の根底には、 種の役得として「飯酒の譴責」以下ができるとしていたのであろう。また一方、宇都宮氏は「公平と撫民」の立場 第六六、六七、六八条はいずれも「社人・沙汰人の入部」を対象にしている。「社人」の側は入部すれば、 いわば

れる。

| 方は《狩猟民》、他方は《農耕民》として両者が互いに異族として相い対峙していたことが考えられるように思わ

がら当『式条』の第六八条が出挙に関係しているとすれば、出挙の未進に対して《身代》を取ることが当時一般的で このような理解が可能であるとすれば、第六六条以下は凡て実りの秋に関係した法令と考えることができよう。 姿を想像することが許されるとすれば、この「博奕輩事」もまた「社人」を直接的に対象としたことが考えられよう。 を好んだことは有名である。第六九条の法令の背後に、秋の収穫の後「社人」達が百姓を「博奕」に連れ込んでいる とを直接には対象としていると思われる。また《博奕》は本来神意を問うことに発しており、「神人」「社人」が博奕 あったことから、第七〇条の「可停止人倫売買事」の存在もまた、「社人」が身代として取った百姓等を売り払うこ 第六九、七○の両条が共に公武の新制の影響下にあることは、既に多くの先学によって指摘されている。しかしな

有名で、むしろ当然のことと考えられる。一方、第六一条には次のようにあり、 渡世とすることや、天皇の「輿を担ぐ」仕事を行っていた人々が、座の商人でもあったことは、豊田武氏の研究から 畿内や西国において「海人」や「山人」が供祭人・供御人、或は神人等となって神社に奉仕をすると共に「商い」を 東国の宇都宮においても、「社人」

宮仕下部等自身市商

甚以不可然、如然之輩者、永不可召仕其 乍致宮仕、自身令座列商人等、汚面之條! 右、下輩之族、爲渡世商事、 雖不能制止、

宮仕下部等自身市商のこと。

が神社に奉仕をし「宮仕」すると共に「商」を「渡世」としている事実がわかる。

右、下輩の族、 宮仕を致しながら、自身商人等に座列せしめ面を汚すの条、はな 商いを渡世とすること、制止あたわずといえども、

はだもって然るべからず。然るごときの輩は、永く其身を召仕う

等に座列するものを、「永く其の身を召し使らべからず」と厳禁していること、つまり、《兵商分離》の先駆けをな していることである。少なくともこの分析からは、一の2で述べたDの「商工業の抑制」は正しくなく、兵商分離と 活動を承認しながら、「宮仕」と「商」とを同時に兼業することを「面汚」として強く忌避し、宮仕えしながら商人 いう社会的分業の貫徹こそが目指されていたと思われる。ところでここで「自身令座列商人等」とある「商人」は 注目すべきことは、宇都宮氏は「社人」が「商い」をすることを「制止あたわず」として、事実上「社人」の商業

賤民視された「商人」とは、「宮仕」から解放された「社人」を含むとはいえ、基本的には、共同体の外の人、異人

「領内市々」を渡り歩く「行商人」か遠隔地間の交易を行う商人等と考えられよう。つまり「面汚」として忌避され・

であり、「社人」化しえなかった「山人」なのである。第六○条にもまた次のようにある。

市々押買車

右、於押買之輩者、 商人等尤可存知之間、

不可見隱聞隱之由、召起請文畢、 加之、

輩者、可被處罪科、若爲下輩之族者、 就一門方々、所令相觸也、此上於背制之 可被曝于市 搦

67

市々押買のこと。

右、

押買の輩においては、商人等もっとも存知すべきの間、

背くの輩においては、罪科に処せらるべし。もし下輩の族たらば、 らず、一門の方々について、相触れしむるところ也。此の上制に し聞き隠しすべからずの由、 起請文を召しおわんぬ。 しかのみな

「押買」の禁止を「商人」からの「起請文」、「一門方々」への「触」の二つの方法によって行おうとしながら、

其身を搦め取り、市に曝さるべし。

「もし下輩之族たらば」とあることは、第六一条と同様「下輩之族」がそれを行う可能性が最も強かったので、 していると考えることができる。それと同時に「起請文」を召していることから、「商人」化した「山人」は宇都宮

68 括して支配していた者は《惣官》であるという。ここから惣領=惣官とすることができると思われる。 の惣領の保護下に置かれていたことが想像される。網野善彦氏、三浦圭一氏の研究に依れば、これら「山人」達を一

2 座的構成と主従制

座の構造的特質

黒田俊雄氏は「座」の構造的特質を次の四つに整理しておられる。

- 1 座の系譜上の起源。
- 2 3 本所への人的隷属関係。(宮座も領主によって承認された存在である) 座衆の結合の自主制。(座衆外の競争者を前提としこれを排除するため)
- 4 座と荘園制との密接な関係。
- 特定の競合関係が必ず予想され、その関係を維持するために本所との関係が再生産される」と帰納しておられる。私 れない。 は以上の外にも「座」を成り立たせている原理としては、座のメンバーであることの世襲化の問題、つまり官職の家 いては、 人の座、 ①の座の起源については、手工業の座を律令制下の官戸・雑色等古代賤民制からの起源としながら、 現在の研究水準からすれば多少の異論はあろう。また④の「荘園制」についての理解も一般的でないかも知 芸能の座を農村から発したとし、さらにその他として鋳物師・木地屋、町座を数えるという整理の仕方につ しかし黒田氏の論点の中心は②と③にあり、ここから座を巡る社会的関係を「座の存在には座外のものとの 他方宮座、

業化・世襲化の問題があるように思う。

宇都宮式条』の場合、 先ず第一に「社官」と「内談座」の関係が問題になる。第二七条には次のようにある。

當國朔奠井朔幣田御田名田事 当国朔奠ならびに朔幣田御田名田のこと。

末期養子等、令分讓之條、 社官等死去之時、 或以後家女子、 定背神慮敷 或 分譲せしむるの条、定めて神慮に背くか、然らば当職相伝の仁の 右、社官等死去のとき、或は後家女子、或は末期養子等を以って

然者當職相傳之仁之外、不可分讓之、 外、これを分譲すべからず。

「当職相伝之仁」とあることから「社官」とは神事に係わりを持つ「職」で、「相伝之仁」以外の「後家女子」「末

期養子」を認めないとあることから、「職」の「相伝」には宇都宮惣領家の承認が必要であったことが考えられ、 た、この法の背後には「社官」の特権を巡り、それぞれの家内部で惣領と庶子との間での競合関係を考えることが許

されよう。それ故この「社官」は、黒田氏の云われる「座的構造」の中にあったことが明らかであると思われる。以

新たに作られた組織であることは間違いない。「社官」達のこの「会合」の場が、第三八条、第四二条にある「内談 質的な支配者層を形成していた人々であり、その彼等が《宮座》を組織していたことが考えられるのである。 上から「社官」とは「神社のつかさびと」を意味し「一門方々」や「紀清両党」の党首等からなり、宇都宮領内の実 「内談座」は一の2で述べたごとく第四条に「社官等令会合、可糺明事体」とあることから、 この法令を契機として 一方

と武重が「八幡大菩薩」の前で相互に誓約している姿を想定することが出来る。『宗像氏事書条々』の第三条では、 重の記した「起請文」の事書に「寄合衆の内談の事」とあることから、その存在が確かめられるが、ここから寄合衆 れ 座」なのである。この「内談」の組織は同じ神官系武士の宗像氏や、肥後の菊池氏においても、その存在が確かめら これらはいずれも氏神を祭る《宮座》組織が政治上の組織に転化したことを示している。 菊池氏の場合、 菊池武

70 ことを示唆しているのである。 逆に「内談衆」が起請文を書くよう命ぜられている。つまり両者共「内談」の座は起請文を書く場所と同一であった

神官の座

のが一般であったと云う。それ故当宇都宮社においても「社官」の宮座たる「内談座」があったとすれば、「氏座」に が「内談座」として営まれていたとするならば、庶子達の宮座ということが次に考えられよう。 対する「郡座」のごときものが「内談座」とは別にあった可能性がある。特に各家々の惣領達によって「社官」の宮座 である多賀氏一族の「氏座」であり、他の一つは多賀氏の配下にある犬上郡の御家人によって構成された「郡座」で 林屋辰三郎氏は「社家」である多賀氏の事例をあげておられる。多賀神社には二つの宮座が存在した。一つは神官 また黒田俊雄氏は、中世の寺社においては「領主の座」と「百姓の座」のように、座が重層的に存在している

う要素が見られるが、一方「番」には上級権力による仕事の官僚制的編成という側面が強いように思われる。ところ 所」の解釈から、都市宇都宮の住人相互間に共同体の祭りを考えることができるとすれば、このこともまた「神官」 で当『式条』には「結番」の語句を持つ法令が第五八、五九条と二つある。第五八条からは四つの「宿」ごとに、ま 「結番」の前提には一種の座が各「宿」ごとに存在していたと考えることができるのである。さらに第五五条の「旅 た第五九条からは「領内」の「市」ごとに、それぞれ「結番」がなされ、共に「奉行人」の支配下にあったことが窺 て前者を、「番」は後者を表すと述べておられるが、さらに考えられるところを云えば、「座」には官職の世襲化とい 黒田俊雄氏は「座」と「番」の編成に触れて、 前述したように「宿」が宇都宮領内の行政単位である「郷」と密接な関係にあったと考えられることから、 両者は共に権限 (地位)と負担との両面を持つが、「座」は

達の間に「座」の存在していたことを考えさせる。しかし東国ではどうやら「座」という横の結合は余り発展しなか

東国と西国の差

第五九条に第六○条を重ね合わせて考えると、次のことが考えられよう。すなわち、もしも宿を提供する 「神官

が遠隔地間交易を行う商人達に対して、「迎買」や「押買」を行うことが合法化され・制度化されるならば、 『問屋」「問丸」へと成長したことになると。それ故、「神官」は「宮中」「宿」「上河原」「小田橋」等の都 帯 的 彼等は な場

所に家屋敷を構え、「町人」「問屋」「問丸」に成長する潜在的可能性を持ったものと考えることができよう。 神官」を西国における「本社神人」と同じものとしても、彼等が形成していた「座」は前述した「内談座」であ

世襲化による「座」、さらには「営業の座」への発展は認められないと思われる。特に「神官」と同一階層に属する 「社僧」達も「僧座」を形成していたようには見られず、第二六条では彼等に対して「社家の出仕を止めらるべし」 また「結番」であった。これらはいずれも政治組織・統治機構という側面が強く、 西国のように、 権限 地位の

業活動そのものをここでは禁止しているのである。稲葉氏の明らかにされたように、寺院や室町幕府侍所・政所の あるのに、宇都宮氏は「社人」達の営業上の特権を擁護し「座」を公認するのではなくして、むしろ「社人」達の営 ていた関係上、「商人」と競合関係にあり、ここにも「座」を成立させる一定の社会関係が存在したことは明らかで とあり、「社僧」に対する宇都宮惣領家の直接的人身支配の存在を窺わせる。一方「社人」達も「商い」を渡世とし 「公人」達が皆「座的性格を有し」ていたとするならば、ここにもまた東国と西国との差が表れていると思われる。

身分動機と利潤動機

が、 斎藤利男氏は塩釜社の禰宜が「国内往反の自由」を保証されたことを以って、直ちに〈禰宜=商人〉としておられる 例えば御師・山伏の商業活動を指摘することは出来ても、彼等が商人と別な存在であることもまた事実なのであ

72 る。 禰宜や御師・山伏は身分動機により、商人は利潤動機によってそれぞれの活動を捉えることができると思われる。 K・ポランニーが云うように、交易者の活動の動機を身分動機と利潤動機の二つに分けることが出来るとすれば、

百姓と対立し、その点で「武士」と同じ〈名誉の人〉であったと思われる。 商人」と同様に見えても、その社会的な位置は異なっており、共同体の共同性を、それ故、神威を背負った者として 都宮の「社人」である「宮仕下部」もまた、出挙のために各郷に入部したが、領内を広く往来するという点では「行

第六一条では「社人」が「商人」に「列座」することを「面汚し」とある。ここから宇都宮氏が「商人」を卑賤視し ていることは明らかである。一方「社人」達は「商人」になることが否定され、あくまでも権力の末端として在地領 共同体の共同性を担う「オオヤケ」のものとして、当事者達には捉えられていたのではあるまいか。例えば当『式条』 出挙自身、 時間の差を利用した交易であるけれども、市場における「交換」とは原理を異にする「再配分」として、

主従制原理と権限の世襲化

般に「社人」達が人身的支配から解放されるためには、一方では互いに「座」を構成することが、また一方では

主と共に名誉を分けあうことが命ぜられているのである。

対する卑賤視を跳ね除け、未だ「社人」化していない「山人」「商人」達を「社人」化しつつ、自身も「座」 を組織 とを通じて身分的解放を勝ち取ったとし、さらに脇田晴子氏は中世商業の発展について「奉仕の座」から「営業の座! 生活の自立のために「商人」化等が必要であったとされている。林屋辰三郎氏は古代の隷属民が「座」を組織するこ ただただ神社への「奉仕」のみが命ぜられる立場にあったのである。ここに東国における主従制・官僚制の原理、 していくことが身分的解放への道であったことになる。しかし東国の「社人」達は「座」を組織することができず、 へという筋道を考えておられる。『宇都宮式条』の世界に即して言えば、「社人」達は主人である社家側の「商人」に ŀ

ップ・ダウン(top down) 方式の優越を見ることが出来よう。一方西国では官職・権限の世襲化の動きが優越し、

ここではむしろボトム・アップ(bottom up) 方式が主流になっていたのではあるまいか。

との二つに区別され、本社神人が主に春日社門前の三条大路を挟んで北郷・南郷及び若宮の三方に居住していたのに 識とする「黄衣神人」の本社神人と散所神人と、神人身分として基本的資格の一部を欠いた「白人神人」の散在神人 丹生谷哲一氏が「春日社神人小考」において明らかにされたように、春日社神人は黄衣・立烏帽子・神木を身分標

対し、散所神人は寺辺・自国・他国に散居していたとある。

基盤が極めて中途半端な位置にあったためであろうとある。 関係で捉えられるが、経済的自立性はこれと反比例しており、中世後期、 世界には「座」が存在していたことが考えられよう。本社・散所・白人の三者の神人は、身分的にはこのような上下 散所神人には定数があり、死闕に従って補欠され、また相互に強く一揆的に結合していたとある。ここから彼等の 散所が賎称となるのは、散所神人の経済的

としたい。 させて考えてみたい。また、「座」の成立の背後には仏教の影響もあると思われるが、これらは凡て私の 今後の 課題 を免れないが、私としては「神官」と本社神人、「社人」と散所神人、「山人」「商人」と白人神人とをそれぞれ対応 これまで推論に推論を重ねてきた宇都宮社の分析をもとに、直ちに西国の春日社との比較を行なうのは、 暴論の謗

- (2)(1)中 世再考』日本エディタースクール出版部 一九八六年、 所収^c
- (4)(3)書房 海保嶺夫「蝦夷地と幕藩制社会」(『新岩波講座日本歴史11 「『社会構成史的次元』と『民族史的次元』について」『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店 一九七八年、所収)、榎森進「アイヌの支配と抵抗」(『講座日本近世史2 近世3』 一九七六年、 鎖国』有斐閣 所収。 同『幕藩制国家と北海道』三 九八一年、所収)等々を参照。 一九八四年、所収。
- 東洋経済新報社 玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済―― 市場社会の虚構性 一九七九年。 ——』岩波現代選書 一九八〇年、 栗本慎一郎『経済人類学』
- (8) (7) (6) (5) 佐藤進一他編『中世法制史料集』第三巻 『下野史学』第二十四号 一九六七年十月。 『日本中世法史論』東京大学出版会 一九七九年、 「一四世紀初頭における在地領主法の一形態 ――『正和二年宗像社事書条々 』おぼえがき ――」『日本中世国家史の研究』岩波 武家法丨 所収。 岩波書店 九六五年、 所収。 なお、 引用に際しては下に読みを付した。
- (13) (12) (11) (10) (9) 書店 石井進「中世成立期軍制研究の一視点……国衙を中心とする軍事組織について」『史学雑誌』七八ー十二。 「領主支配と法」『新岩波講座 「中世の国家と天皇」『旧岩波講座 「鎌倉幕府の歴史的展望」『古代国家の解体』東京大学出版会 - 畿内在地領主の長者職について」『中世封建社会の首都と農村』東京大学出版会 一九七〇年、所収。 日本歴史5 日本歴史6 中世1』一九七五年、所収 中世2』一九六三年、及び『日本中世の国家と宗教』岩波書店 一九五五年、所収。 一九八四年、 所収。

九 七 Ŧī.

(20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) 村井章介氏もまた『朝日百科・日本の歴史9』において、同様にこれを「弘安の徳政」と呼んでおられる。 「中世の政治社会思想」「新岩波講座 「国家成立過程における神社の意義」『高柳光寿史学論集 日本の歴史10』一九七四年。 一九八〇年 日本歴史7 中世3』及び『日本中世法史論』(前注6)参照 上』吉川弘文館 九七〇年、 所収。

岩波新書

年、所収。

前注(3)参照。

シンポジウム日本の歴史

南北朝の内乱

_学生社

一九七四年

一二五頁以後、

及び

一中世後期の村落共同体

内乱期

『国史学』第七十八号。

『中世政治社会思想 上』日本思想体系21 岩波書店 一九 七二年、

『中世の罪と罰』東京大学出版会 一九八三年、所収。 五三一、二頁。

『日本領主制成立史の研究』岩波書店 一九六七年。

『日本の古代国家』岩波書店 一九七一年。

「鎌倉政権の歴史的展望」前注100参照 ニ七八頁。

(30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) 『南北朝の動乱』中央公論社『日本の歴史9』 一九六五年 七五頁。

『蒙古襲来』〔前注166参照〕 四二二頁。

(33) (32) (31) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』畝傍書房 一九四三年。 斉藤利男「中世東国の地方都市」『季刊・中世の東国』3・4号 「中世の公人に関する一考察──寺院の公人を中心として──』『史学雑誌』八九-一○、一九八○年。 『茨城県史 中世編一』 一五六頁。 一九八二年十一月 これを第1論文と名付ける。 なお、 第 〇条に

あ

斎藤氏第1論文。 る「散仕・定使」も「社人」とよく似た存在と考えられるが、後の考えをまちたい。

(40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) 『古代政治社会思想』日本思想体系8 「宿と市町の景観」日本ナショナルトラスト財団編『自然と文化』一九八六年十二月、所収。 岩波書店 一九七九年、所収 「将門記」補注「営所」参照。

平凡社『大百科事典』。 「関東の城下町── 下総国結城城下町を中心に──」『講座日本の封建都市』第三巻 文一総合出版 一九八二年、

「荘園公領制社会における都市の構造と領域」『歴史学研究 』 五三四号 これを第2論文と名付ける。

『中世日本商業史の研究』岩波書店

一九五二年。

(41) である「給人」ではなく、彼等より家を借りていた人々としておられる。 ここの「旅所」を斎藤氏は第1論文で「アウトローの『たまり場』」 と理解したため、「在家人」「家主」を第2論文では

75 (43) そしえて、 第五九・六○の両条から、西欧におけるパイ・パウダー・コート 一九八四年参照) に相当する行商人のための市場裁判所が「一門方々」| 奉行人」| 結番」という系列の下で行なわ (コルネリウス・ウォルフォード著 中村勝訳『市の社会史』

(42)

第1論文。

定本柳田国男集 第七巻』筑摩書房 |地名と中世史研究」|『中世再考』(前注(1)参照) 所収。 一九七二年

『宇都宮市史 第三巻 「『職人』について」『日本中世の非農業民と天皇』〔前注⑶参照〕 中世通史編』一九八一年 八三頁

"宇都宮市史 第二巻 『群書類従』の第二輯 神祇部 中世史料編』一九八〇年、

(53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) 群書類従』の第二十七輯 雑部

第三巻 十、十一頁

千葉徳爾『狩猟伝承』法政大学出版会 一九七八年 "講座日本史2 封建社会の成立』東京大学出版会 一九七〇年、所収。

合した生計をたててきたという点で、ここは常に貨幣経済と接合しつつ生活をしてきた歴史的兼業地帯であり、稲作を中心と であり、山村民は焼畑農耕のかたわら、林業・狩猟・漁労・畜産・養蚕・各種小売・運搬業など、様々な就労形態をとり、 合いに棲む体験をもとに、山村民について次のように述べておられる。<山村は「もともと農業だけでは食べられない」地域 足立真理子氏は「山村の自然領有と儀礼」(『ジェンダー・文字・身体』新評論 九八六年、所収)において、 奥三河の 混

はじまる>と述べておられる。 るととができよう。大山氏はとこで<自然と社会の環境が水稲経営以外の生業を強制するような地域と階層から銭貨の移透が 氏の「中世村落における灌漑と銭貨の流通」(『日本中世農村史の研究』岩波書店 一九七八年)によって、歴史的 に確 かめ する平場の農耕共同体が自給自足的小宇宙空間であったことと区別しうる。>足立氏の山村についてのこの指摘は、大山喬平

網野善彦「未進と身代」(前注24)参照)

網野善彦「博奕」〔前注24参照〕

『座の研究』豊田武著作集 第一巻

吉川弘文館 一九八二年

市村高男氏は「中世後期における都市と権力」(『歴史学研究』第五四七号)で、『結城氏新法度』八一条から、武家奉公人層 |商業に従事していたことは稲葉氏前掲論文〔前注30||参照〕や丹生谷哲一氏の『検非違使』(平凡社選書一〇二、一九八六年) 都市における交易の一端を担っていたことを指摘しておられる。なお、中世の公人や室町幕府の下級官人(公人)が手工業

岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究

下』塙書房

九八

、五年、

所収

保立道久氏は前掲論文 「『惣官』について」『日本中世の非農業民と天皇』〔前注③参照〕 「M室町幕府の下級官人」参照 〔前注35参照〕 で、 <市は汚穢の場であった>としておられる。 所収。

中世における畿内の位置」『中世民衆生活史の研究』思文閣出版

一九八二年。

65 64 63 62 61 60 同書 中世政治社会思想 中世の村落と座―― 一七九頁 上』三七九頁。 村落共同体についての試論 ——」『日本中世封建制論』東京大学出版会 九七四年、

73 (72) (71) (70) (69) (68) (67) (66) 第2論文。 前注33参照 日本中世封建制論』 歴史のなかの都市』日本放送出版協会 歴史のなかの都市』〔前注60参照〕。 村落共同体の中世的 「特質」『日本中世封建制論』(前注63参照) 一三八頁及び一四八頁注26。 一九八二年、 六六頁

日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房

一九六九年、

第三章参照

般的あり方を示していると考えられるのではあるまい。 に タクに暮らしを頼る人々であったという。 駆けこめば生命が助かる」という駆け込み谷の伝承があり、「道祖土には屋根屋と畳屋が居ぬだけで、その他は各方面 香月洋一郎 :の南東部道祖土の谷に開拓定住した屋号をホンタクという家があるという。一方この谷には「首の落るような者も道祖土にの秀吉による宇都宮氏及び紀清両党の領地召上げの後、紀ノ党(益子氏)は帰農し、その流れを引くものに、現栃木県真岡 (々がホンタクの農作業に関わっていたという。 は「付籍」として登場する。) いた」との伝承もあり、 「谷に棲むこと」(『列島の文化史』3 幕末から明治初期にかけては瀬戸職人や瀬戸売人・木挽職等の人がいたが、これらの職人達はホン 「ホンタクの田植は田鷺の群がおりたつような」との言い伝えがあり、農繁期には (明治四年の宗門人別帳には、ホンタク当主の「厄介」として、明治十年頃の記録 この道祖土の谷におけるホンタクと職人達との関係は東国における職人の一 日本エディタースクール出版部 九八六年、所収) によれば、 これらの の職人

き

なってしまった。先生より受けたご恩に改めて感謝の意を表すると共に、この拙い小論を先生の机下に捧げたいと思う。 になった先生方の中で、堀米庸三先生・井上光貞先生は既に亡くなられて久しい。お会いして言葉を懸けて頂けるのは先生だけと している。院生時代の暗い思い出の中で、あの夏の日は不思議な程明るく輝いている。思えば学生時代、公私共にたいへんお世話 がここであると知らされて、感嘆している私に先生は「アルカイックな社会として共通している」とお話して下さったことを記憶 遊びに行ったのである。漢代の社会を「爵」や「郷飲酒礼」によって解明する、あの驚異的な二十等爵制のご研究がなされた場所 のたたずまいである。そこの「御師」旅館は西島定生先生がいつも夏の休暇を過ごされる所で、当時私どもは戸隠の先生のもとに この小論を書きながらしきりと思い出されることは、大学卒業後の夏、東洋史の友人に誘われて訪れた、緑濃い戸隠神社の門前

九八六年十月二八日